

現行企業立地促進法の概要

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律

1. 法律の考え方

- 地域経済の国際的な大競争時代に相応しい新しい企業立地促進策を推進。キーワードは「グローバル」。
(グローバル+ローカル)
- 地域の特性・強みをいかした企業立地促進等を通じ、地域産業の活性化を目指す。

2. スキーム

(考え方)

- ① 地域の強みを活かした総合的計画
- ② 広域連携をする関係者の強い合意による「地域独自の意欲的な取組」を支援することで「多様な産業集積」を全国的に形成。

国:「基本方針」

協議 ↑ ↓ 同意

都道府県及び市町村:「基本計画」

※市町村・都道府県、地元商工団体、大学 その他研究機関等で地域産業活性化協議会を構成

申請 ↑ ↓ 承認

事業者:「企業立地計画」
「事業高度化計画」

3. 支援措置

① 規制緩和措置

○工場立地法の特例

- 緑地面積規制権限の市町村への委譲(緑地面積率の引下げ可能化)

② 低利融資

○中小企業の立地等に対する低利融資制度(日本政策金融公庫)

③ 各省との連携による支援措置

○企業立地促進に係る地方交付税措置

- 自治体による立地企業に対する地方税課税等の免除額への普通交付税による補てん

4. 基本計画の作成状況

○計画件数(平成28年11月現在) : 47都道府県 191計画

5. 企業立地計画及び事業高度化計画

- 企業立地計画:事業の用に供する工場・事業場の新增設に関する計画
- 事業高度化計画:機械設備等の導入による事業の高度化に関する計画

企業立地促進法に基づく工場立地法の特例

工場立地法の概要

目的 工場立地の段階から周辺的生活環境との調和保つ基盤を整備し、公害の発生をしにくくする体制を整えさせることにより、早い段階での生活環境の保全を図ることを目的とする。

対象工場 業種：製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業（水力発電所、地熱発電所及び太陽光発電所は除く）
規模：敷地面積 9,000㎡以上 又は 建築面積 3,000㎡以上

国の基準 環境施設：**25%以上**（うち、緑地は少なくとも**20%以上**） * 工場立地に関する準則

企業立地促進法に基づく特例制度

国の同意基本計画がある地域においては、市町村が条例により、重点区域内の環境施設面積率等を以下の範囲内で設定することが可能。

◇設定可能とする区域と面積率

「緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準」

	甲種区域	乙種区域	丙種区域
	住居・工業の用に供されている区域	主として工業等の用に供されている区域	乙種区域のうち、一般住民の日常生活の用に供する建築物が無い区域
環境施設面積率	15%以上～25%未満	10%以上～25%未満	1%以上～15%未満
うち、緑地面積率	10%以上～20%未満	5%以上～20%未満	1%以上～10%未満